

明治期の『古事記』研究と神宮教化

武田 幸也

はじめに

本稿の目的は、近代の神道教化・神宮教化を切り口としながら、そこにおける『古事記』の意義を考えることにある。近代の神道教化、中でも神宮を中心とする教化活動を展開したのが神宮教院・神宮教・神宮奉斎会である。神宮教院は、明治五年に神宮が大教宣布運動を推進するための人材養成機関として設立され、全国に設置されつつあった神宮教会や神風講社の中核として明治九年に位置づけられた。かかる神宮教院は、祭神論争を経て明治十五年の神宮教導職分離を迎えたことにより、神宮と切り離され、神宮教となる。そして神宮教が明治三十二年に財団法人へと非宗教化したことによって神宮奉斎会が設立されるのである。後に神宮奉斎会は、大日本神祇会・皇典講究所と発展的解消を遂げ、神社本庁へと連続していくこととなる。⁽¹⁾このような歴史を顧みれば、神宮教院以来の活動は、近代の神宮を中心とする神道教化を課題とするものであったといえよう。

他方で、既に指摘したことがあるとおり、ややもすると近代の『古事記』研究の概観⁽²⁾は、文学的研究における先行研究としての評価が多く、近代の『古事記』研究を取り巻く社会的状況や環境との関わりといった問題についてはさ

ほど検討されていないのが実情といえよう。

以上を踏まえ本稿では、神宮教化を担った組織に関する『古事記』研究や発信に着目することで、教化という課題に対峙した人物達が『古事記』をどのように研究、あるいは波及させようとしたのかを示し、近代における『古事記』研究や発信の一端を明らかにしたい。なお、ここで明治期に限定するのは、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の活動が最も活発に展開されたのが明治期であったからである。

一 田中頼庸と神宮教院における「古典」研究の意義

近代、とりわけ明治期の『古事記』研究史において、重要な意味を持つものとしてあげられるのが、田中頼庸『校訂古事記』（神宮教院蔵版、明治二十年八月）である。明治期の『古事記』研究は、近世以来の国学者がその担い手となっており、「古事記の国学的研究は、明治も三十年代まで続けられ」、「その研究は概して近世の最もすぐれた業績である本居宣長の古事記伝の強い影響下にあると言つてよいが、その間に見るべきものは本文校勘及び訓読を主とし、あとは註釈に多少「古事記伝」から更に一歩前進したと認められるものがある程度に過ぎない」と指摘されている^④。この内、本文の校勘・校訂・訓読に意義あるものの一つとして位置づけられているのが『校訂古事記』であった。本書が高く評価される理由は、本文を本居宣長の『古訓古事記』に拠らず、真福寺本やその他の二十本近くの諸本を用いて校合するだけでなく、他の史料等も用いながら一々書名をあげて異同を記しながら校訂を行っていることにあ
る。このことから『校訂古事記』は、「従来知られなかつた多くの諸本を博搜し、宣長の主観的な改訂の態度を難じ、諸本に依拠して忠実に校訂しようとした点、本文校勘の上では最初の本格的業績と言ひ得べきもの」であるとともに、

訓読においても「本文の訓は記伝の訓とは異なり、敬語、助詞、助動詞、の類を読み添へることを尠くして、できる限り本文の漢字に即して訓を附けようとして」いるなど、宣長説からの脱却を試みたものとして文学的研究において高く評価されるものであった。⁽⁵⁾

以上のような研究史上の評価はともかくとして、ここで問題としたいのは、なにゆえに田中頼庸が『古事記』の校訂を行う必要があったかである。

田中頼庸は、天保七年五月二十一日、薩摩藩士田中四郎左衛門の子として鹿児島城下稻荷町に生まれ、通称を藤八、号を雲岫といい、明治維新後には藩校造士館の国学局に出仕して神社奉行に任じられていた。明治四年には神代三陵取調に任じられ、高屋山陵の所在地の考証を行った。同年には、神祇省十一等出仕、同五年には教部省の設置に伴い教部省八等出仕・教部大録となった。そして同七年に神宮大宮司へ就任している。以降は、同十年に神宮宮司（官制改革による）、同十五年の神宮教導職分離によって神道神宮派（後の神宮教）管長となり、同二十六年に神宮教管長を辞任した。⁽⁶⁾

以上のような履歴を見ても田中頼庸が、近代の神道教化・神宮教化運動に深く関わる国学者であったことは改めて指摘するまでもない。そうした中で特に田中の教化に関する問題意識を示したものとして、明治四年十一月に山之内時習との連名で提出された建白書がある。⁽⁷⁾ 本建白は、田中が鹿児島県に配流された浦上キリシタンの教化に当たった経験を踏まえて提出されたものであり、そこでは浦上キリシタンがキリスト教的な世界観と死後観に依拠することに よって天皇を相対化し、天皇の「命令ニハ背クト云トモ造物主ノ道ニ背サル故ニ如何ナル嚴刑ニ遭フトモ後生ノ恵福ヲ蒙ルニ疑ナシ」と述べていたことが指摘されている。つまり、明治初年のキリスト教との対立は、死後の問題を含

む教義や世界観をめぐるものであったのである。このことは必然的に宗教的世界観の前提となる教義や「古典」の相違という問題に帰結するといえよう。

だからこそ田中頼庸は、後に『神徳論』を刊行して、国史にあらわれた「神祇霊徳ノ一班」を記し、「神典国史ノ一毫モ疑フベカラサル証跡ノミヲ挙ゲ」た⁽⁸⁾。その上で、次のように述べている⁽⁹⁾。

生ヲ此ノ世ニ稟ケ神恩ノ中ニ生息スル者ハ必ズ神祇霊徳ノ貴ブベク恐ルベキヲ知り且暮ニ神祇ヲ礼拝シ各自其ノ職ヲ勉励シ上ハ国家ノ隆盛ヲ願ヒ下ハ一家ノ幸福ヲ祈リ無量ノ神恩ニ報答シ奉ラズハ有ルベカラザルナリ

と。即ち、田中は『神徳論』において人々が神々の「神徳」によって生かされていることを知り、それに「報答」する必要を論じたのである。ここで注目されるのは、田中が「神徳」を語る上で用いたものが、「古典」であり、そこに示された歴史であったことである。このような捉え方は、次に引く田中の「神宮教会祭神大意」⁽¹⁰⁾にも示されている。

天神に造化と被造化の別あり造化は謂ゆる天地神人万物を化生する天祖天御中主神是なり被造化は謂ゆる天祖に因て化生せる神可美葦牙彦舅神以下八百万神是なり而して被造化の神に尊卑大小ありと雖各其造化の神功を賛けて分掌の妙用を尽さざるはなし殊に天照大御神は八百万に帝として其徳六合に照徹し天地万物尽く其煦育を蒙らざる者なし宝祚無窮の誓天壤と共に変らざるは云も更なり天祖の神徳と雖此皇大御神を待て始て朝廷に伝れり即ち紀記の古典昭々たる明証にして古今崇敬の礼百神に冠たる所以なり然るに吾教会は従前四神を祭り来れとも今より勅裁の例に準じ天照大御神一柱を表名し造化三柱神の如きは尚旧に依て鎮祭し本教の主旨を立てるを要す蓋古典を攷るに天地開闢より起て造化の神徳を明にし天照大御神の皇孫を降し給ひし天宗の原始に及べり惟神の本教宇宙の大道自ら其中に存す古典の古典たるは是が為なり海外人造の教と雖亦各自其原に依らざる者なし易の大極

老家の遺墨家の真主宰の太一釈氏の過去仏耶蘇の耶華和に於る類一にして足らず是他なし天地の公道に於て本を棄て、末を取るへき理なければなり況や玄妙の神理古典に徴して最も顯然たるをや固より彼が臆造に比して語るべきにあらず是以我祭神は天照大御神を表名すと雖造化の三神は其始を改めず本教の主旨を明にし他の天神地祇と異なる所以を表すべし誠に此の如くならば本教の原旨国体の基礎面ながら其全を得るに庶幾し第一神宮は百神の冠首弘道の標準なれば添加万世を遠く慮て教旨を立ざるを得ず是今祭神を定むる大意也

右からも窺い知れるように田中頼庸は、造化三神と天照大神の神徳が「古典」に記されていることを根拠としながら、その「古典」に「惟神本教宇宙の大道」が存在することを指摘して、日本の「古典」を世界における「古典の古典」と位置づけている。少なくとも田中にとって明治初年の大教宣布運動は、「古典」に依拠し、その「古典」に示された事実を広く波及させることにこそ主眼が置かれるものであったということができよう。ここに田中が学術的により保証された「古典」を必要としていたことが窺い知れる。

他方、『校訂古事記』を刊行した神宮教院では、大教宣布運動の展開に従って多くの著作が刊行されていた。⁽¹¹⁾大半は、神道に関わる教義を説いたものであったといえるが、注目されるのは浦田長民『神典採要』と山口起業『神典採要通解』である。『神典採要』は、『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』『祝詞式』を基に異伝の多い神代史を一つに再編し、『^下明^三建国之基』、^中而示^上 皇統之源^上』とすることが目的であった。⁽¹²⁾さらに神宮祭主近衛忠房は、

彼につたへ、是に記し来れるまゝ、細なるすちは、同じことの二かたにおもはるゝはた、あとさきのまかへるありて、深く考へ見ざるきは、採撰ふすちに迷ひぬへし、故其大綱の正しく条理の紛れあらざるを採て、国体の尊く嚴なる、且事物皆神の御所業に出るの旨を、しらしむるにあらされは、普く教をしき、方嚮をさとすに、便

ならざる勢あり、是則神典採要のなれる所以なり、学生は広く伝説を搜索りて、知識を弘むへし、此書の専らとする所にあらず、速く神の御徳をしり、人の道を明らめ、大君の御恵に報い奉らむ事を勤むるものは、此書に由らざるへからず、これ此書の本旨とする所なり、世にありと有もの、皆要あらざるはなし、しかして古史の要なるものは、此書になむ有ける

と記している。⁽¹³⁾即ち、本書の目的は神代史の異説に惑わず、「事物皆神の御所業に出るの旨を、しらし」めて「普く教をしき、方嚮をさとす」ためであったのである。このような性格を持つ『神典採要』は、当初『古史採要』と題し、後に『神史』と改め、『神典採要』に再度名称を変更し、刊行された。こうした名称の変遷からも窺い知れるように『神典採要』の編纂方針は、平田篤胤の『古史成文』に倣ったものということができよう。⁽¹⁴⁾

ただし、『神典採要』に傍訓を施して出典を明示し、和文の解説を附した『神典採要通解』を見てみると、その出典の表記は「紀記拾遺に由る」や「紀記拾遺を参取す」、「紀記の意を採る」といった厳密に本文を確定させようとするものではなく、『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』『祝詞式』を折衷しながら、神代史の大意を平易に説こうとしたものであった。中でも『神典採要通解』で特徴的なのは、天孫降臨をめぐる一連の解釈である。これについては、

下土はすべて弟尊の治むべき国なるを、其職を廢して根国に入り其後其胤大己貴神能く祖業を復し、国土を修理し其徳至ると雖も、如何せむ天神勅勘の神の血胤にして、此神を以て直に下土の主たらしむべからず、故に曩に誓約の際、朕が物種により生める御子、即今子として養ふ所の吾勝尊を降して、葦原中国に王たらしむるにあらざれば、天道条理全からず、国土長く平定すべからず、万民以て安寧を得べからずと論じられ、その理由が、

抑天祖の神慮此に至る者は、始素尊下土に君主として、其位を天津神に受け、国土を治め玉ふべきなり、然るに成長の後妖邪の氣に感ぜられて、其行ひ暴悍なる故に、父神の勅勘に由りて、根国に放逐せられ玉へるは、乃其職を奉ぜざるを以て、天神之を遐棄するの神律の起る所にして條理の嚴なる復如何とも為べからず、蓋天祖素尊を哀愍し玉ふの叡心深きより、彼妖氣を払ひて正心を發動し、且其遺業を空しからざらしめむ為、永訣の昇天を時として、武威を示し戒懼の念を發し誓約を設け御物を付し、其を物種として子を生ぜしめ、名義を正明し、其御子を養育鍾愛して、終に下土に君臨せしめむとし玉ふの叡慮より出て、此に至れるなり

と記されている。⁽¹⁵⁾即ち、天神に「勅勘」された素戔鳴尊の血胤である大国主神には「下土」の君主としての資格が無く、「下土」の君主たるべき「素尊」の遺業を受け継ぐために、「其御子を養育鍾愛して、終に下土に君臨」させようとした天照大神の「哀愍し玉ふの叡心」に、天孫降臨の淵源が求められているのである。このように神宮教院は、独自の神道教説を説く上で「古典」や歴史を根拠としていたのであるが、教説に沿う形で「古典」が解釈される側面もあったことが指摘できる。さらに、このような「古典」解釈の態度は、一方で「古典」解釈をめぐる対立や神観の相違を惹起する可能性を有するものであったといえよう。⁽¹⁶⁾

ここまで見てきたように田中頼庸や神宮教院は、明治初年の国民教化という課題に対し、神道教説を説く上で、その根拠を「古典」に求めていくこととなった。このことは何も田中や神宮教院のみの問題ではなく、神道教導職全ての問題であった。だからこそ、「古典」の解釈に関わる相違が明治十年代の神道界を二分する祭神論争へ繋がっているのである。

祭神論争は、神道教導職の中核である神道事務局神殿に祀られる祭神をめぐる明治十二年から十三年にかけて問

題化していく⁽¹⁷⁾。本論争は、従来から神殿に祀られていた造化三神と天照大神で充分とする伊勢派と、それに加えて大
国主神を加えることを主張した出雲派に大きく二分されるが、伊勢派・出雲派どちらにせよ、その主張は一枚岩では
なかったため、かなり複雑な様相を呈した論争であった。そうした中で、伊勢派の領袖とされる田中頼庸は、出雲派
の領袖たる千家尊福に対し、「大国主神ハ、国土経営ノ功德アリテ幽冥ノ主宰ト坐セハ、大体上ヲ以テ表名合祀スル
ハ神典ニ確証アリ、余、固ヨリ同意賛成スト雖トモ、若シ大地官ト云フ論ニ及フトキハ、恐ラクハ多少ノ紛議ヲ生セ
ン」と述べ、大国主神が「幽冥ノ主宰」であることを認めたものの、大国主神を「大地官」とする解釈を問題として
いた⁽¹⁸⁾。

ここで問題となった千家尊福の解釈とは、『日本書紀』に記された天孫降臨章第二の一書に記された「汝所治顕露
之事、宜是吾孫治之。汝則可以治神事」、垂仁天皇二十五年の条の大国主神の荒魂「倭大神」の「大初之時期曰、天
照大神悉治高天原。皇御孫尊專治葦原中国之八十魂神、我親治大地官」とする神託、の二つを根拠とするものであつ
た。これを前提に千家は、「果シテ然ラバ我人ハ其経営統治シ玉フ大地ニ生息スル者ニシテ、筋骨毛髪血肉等一切地
氣ヲ以テ成ラザル無ク、之ヲ養フモ亦地氣ニ因テ生ズル物ニアラザル無ク、死後、又、身体ノ斯土ニ化スル等ヲ以テ、
地氣ハ我身ヲ成スノ本ナルハ明カナリ。況ヤ靈魂ハ其恩德ニ因テ救済セラル、者ナレバ、此土ニ生息スル者ニシテ
大国主大神ヲ信奉崇敬スベキハ、猶国民ノ 皇上ヲ奉戴スルト異ナルノ理アラシヤ。」と指摘し、大国主神を信仰す
る必要を説いている⁽¹⁹⁾。要するに千家の解釈は、大国主神と大国魂神を同神とすることによって成立するものであった。
だからこそ、祭神論争において千家を批判した常世長胤は、「大国主神ヲ以テ地球幽政ノ大主宰トシテ大地官ヲ知
食ス神ナレハ、天下ニ所在人民死後ノ靈魂ニ至迄、幽冥ニ係ル事ハ、悉ク此神ノ御治ニ従フ」とする理解が「一家ノ

考ニ出タル所ノ私言ナレハ、未古典ニ明証」がないと指摘し、「大地官ヲ総領スルト云モ、荒魂倭大国魂神ノ神徳ナリ、又、八十万神ヲ率テ皇御孫命ヲ守奉ルト云フモ、和魂大物主神ノ神徳」と解釈して、「大国主神全体ノ御所為ニ非ス」と反論している。⁽²⁰⁾さらに常世は『小汀之論』で、『日本書紀』神代卷天孫降臨章第二の一書における「則可以治神事」を『旧事本紀』の記述を基にして「汝則可以治幽神之事」と改めた上で、大国主神の掌る「幽神之事」を「天上の日隅宮に到り坐して、幽世に在りながら、幽世の神等を斎き祀る」ことにあるとした。⁽²¹⁾そして大物主神については天皇の守護神と位置づけ、⁽²²⁾大国魂神は「大地主神」と解釈して「大八嶋の国々嶋々に、在りとあらゆる、国魂神則地主神を、悉く主宰し給ふ」とする。⁽²³⁾その上で、大国主神・大物主神・大国魂神の関係を「其始は、彼大己貴命より別れ給へる」神としつつも、「其御所為に至りては、却て全体のかたよりは遙に勝」ると解釈していた。⁽²⁴⁾これら常世の批判は、「古典」の改変によって成立していたものの、根本的には神理解や世界観の相違にあったといえよう。

即ち、明治初年の「古典」解釈は、全体の枠組みはともかくとして、部分的な神理解や世界観についてはかなり多様であったのである。附言すると、神宮教院には後の神宮皇學館へと連なる神宮教院本教館があり、神道事務局には皇典講究所へ発展していく神道事務局生徒寮があった。これらの機関は、近代の神職・教導職養成機関であるとともに国学的な教育機関でもあり、「古典」の教育を重視していた。⁽²⁵⁾こうした点に鑑みると、当時、様々な学説・教義や信仰の相違を克服し、統一的な教化活動を志向していく上で、何よりも学術的に保証された「古典」が必要とされていた状況があったことが窺い知れよう。かかる社会的・学術的環境にこそ、田中頼庸や神宮教院が『古事記』の校訂を必要とする理由が胚胎していたのである。

二 神宮教と『古事記』研究をめぐる明治の国学者

『校訂古事記』は、明治十四年三月に版權免許が降り、同二十年八月に刊行された⁽²⁶⁾。ここで確認しておく必要があるのは、『校訂古事記』刊行以前に『校訂日本紀』（神宮教院、明治十四年一月）が刊行されていることである。つまり、田中にとつては『古事記』だけではなく『日本書紀』も校訂されるべき文献だったことが指摘できよう。『校訂日本紀』は、『日本書紀』のみならず夥しい文献・史料を博搜して校訂されているが、後に神宮教院広島本部長や神宮教の教育機関たる神宮教々校の校長を務めた藤井稜威の年譜⁽²⁷⁾には、明治十三年二月の項目に「神宮教院育材課出兼寮監を命ぜらる六月副教授となる。」「育材課勤務の傍田中大宮司^{マヤ}董督の下に日本紀を校訂す、異本百十五種を校讎す、学者抛る所とす。」とあり、三輪田高房が「明治十三年夏伊勢に田中校訂の日本紀を校訂せられしことを偲びて」詠んだ次のような哀悼の歌二首が掲げられている。

君と我田中の日本紀校べたる昔偲びて涙こぼる、

我国の書よむ中に君は又皇胤の事を能しらべてき

以上のように田中頼庸の『校訂日本紀』編纂は、田中独自ではなく、藤井稜威や三輪田高房の協力によるものであった。こうした校訂作業の在り方は、『古事記』の校訂に際しても引き継がれたと考えられる。実際、『校訂古事記』の「例言」には、「井上頼國、飯田武郷、並與有^レ力、二子之功、不^レ可^二浪没^一、故記^二其顛末^一」とあることから、『校訂日本紀』以上に有力な国学者が校訂に尽力していた。

また「例言」には、本書の校訂開始が明治十三年の春とあることから、『日本書紀』の校訂と同時期に着手された

と考えられよう。校訂自体は、同十三年の秋に終了し、同十四年三月に版權免許を得たが、刊行は同二十年八月まで延期されることとなった。これについての具体的な理由は不明であるが、恐らく祭神論争とそれによって齎された神官教導職分離に求めることができよう。即ち、同十四年一月に祭神論争が決着、同十五年一月には神官教導職が分離され神宮司庁と神宮教院が分離して神宮教が成立、同十七年八月には教導職制度廃止により各教団規則の制定が求められる「神宮教々規」が同十九年に成立していく。このような過程を経て神宮教の教団組織が一応形づくられていったのである。しかも、この間、神宮教では管長選出の方法や神宮教院へ移譲された土地を田中頼庸の個人名義としたこと等をめぐって紛擾を起しており、明治十七年三月二十八日に田中が海江田信義や丸山作楽の仲介によって神田息胤や常世長胤、落合直亮、松平晋之丞と和解するまで続けられた⁽²⁸⁾。このように成立当初の神宮教には多くの課題が山積していたのであり、そうした問題がある程度片付いたことによって、『校訂古事記』が刊行されることとなったと考えられよう。

注目されるのは、『校訂古事記』の刊行以前の明治十八年から神宮教院において『古事記』の解釈について検討が加えられていたことである。神宮教の機関誌『教報』第一号⁽²⁹⁾には、「古事記解釈」として「三貴子の誕生」についての註釈を示した後、次のように記されている。

此日の会員ハ三輪田高房宮地巖夫七星正泰岡吉胤塚田菅彦緒方萬藤岡好古飯田武卿^{ミヅノ}宇陀太郎及び議長田中頼庸の諸氏等也右ハ神宮教院に於て有志諸氏カ古事記の正解を為さんとて明治十八年来合議する所なり其以前に解釈を下したるの分ハ冗長に渉るを以て之を用ゐず以下之に倣ふ又本日ハ紙幅の都合に依て解釈文甚少し次号に之を補ふ。

右から神宮教院において明治十八年以来、『古事記』の「正解」について田中頼庸をはじめとした多くの国学者や

神宮教の関係者が合議していたことが窺い知れよう。この「古事記解釈」は、管見の限り『教報』において断続的に掲載されたが、『古事記』の一部の註釈に止まっている。

ちなみに「古事記解釈」の特徴としては、「大はイタ^{イタ}の活語にてイトとも転しいかき勢ひある意なり^{ヨロコブ}」は玉依飯依などのヨリにて万葉にヨリて仕る天地もヨリてあれこそと有に同じく転て宜しき具ひ万つなどのよるの意となりコビは天菩比命が大國主神に媚附てとあるか如くにて熟裏即厚重の義なり」などとあるように音義を中心とした解釈がなされている。

このように神宮教院において『古事記』解釈が検討される一方で、明治二十六年七月以前に田中頼庸独自の『古事記』註釈として『古事記新釈』も執筆されていたと考えられる。松本直樹は『古事記新釈』を「『古事記』の校訂に関する記述だけではなく、『古事記』の成立、構成についての頼庸の考え方や、語や文意の解釈、つまり『校訂古事記』には記されていない内容が多く含まれている。『校訂古事記』の草稿でも、抄録本でもない。その点でより希少価値のある資料であると思われる。」と評価している。⁽³⁰⁾こうした田中の『古事記新釈』は、神宮教の機関誌『教林』⁽³¹⁾に「神典講義◎古事記新釈」として掲載され、以後も連載が続けられた。

以上のような神宮教や田中頼庸の『古事記』研究・発信は、神宮教の主たる活動に神宮教の教師による説教活動が含まれていたことにあると考えられよう。つまり、神宮教の教師が説教による教化活動を展開する上で、『古事記』の解釈や教化のための文献が求められていたからである。⁽³²⁾

さて、明治期の『古事記』研究は、国学的な研究を基盤とする校訂・訓読を中心とした地味だが堅実な研究が進展する一方で、明治十五年の Basil Hall Chamberlain（以下、チェンバレン）の“Records of Ancient Matters”（以下、

『英訳古事記』刊行を画期として近代の神話学的研究が明治三十年代以降に勃興していくこととなる。かかる動向を青木周平は、「チェンバレン、アストンを含めて、西洋神話学や文献学に基づく外国人の『古事記』『日本書紀』研究があつてこそ、明治期の比較神話学研究は花開いたともいえよう。明治十五年代の基礎的研究と、明治三十二年代の新しい神話研究とは、無関係ではなかつたのである。」と指摘している。⁽³³⁾このような動向において、明治の国学的研究と神話学的研究の結節点として注目されているのが、明治二十一年四月に『英訳古事記』の総論を抄訳し小中村清矩、木村正辞、田中頼庸、飯田武郷、黒川真頼、栗田寛といった明治の国学者が頭註を加えた『日本上古史評論』である。本書の和訳を行ったのは飯田永夫、発行所は史学協会出版局、発行人は矢野萬太郎であつた。⁽³⁴⁾さらに明治三十三年十月に国語伝習所からも本書が再版されている。

当初、『日本上古史評論』の刊行を行った史学協会は、明治十六年六月十日に結成された學術結社であり、会長を副島種臣、副会長を谷干城、取締を丸山作樂が務めていた。史学協会の設立趣意について丸山は、「多年本邦ノ歴史ヲ涉獵シ之レヲ考覈スルニ真誠歴史ノ体裁ヲ得タル者尠ク之レヲ繙クニ当リ遺憾ノ情禁シ難シ是レ蓋シ會員諸君ト其ノ感想ヲ同クスル所ニシテ史学協会ノ今日ニ在リテ設ケザル可ラサル所以ナリ」と説明している。この前提には、「是レ迄歴朝ヲ一貫シ国語ヲ以テ史乗ヲ編成スル者無ク数千年ノ今日ニ至レルハ実ニ万世ノ闕典ト謂ハサル可ケムヤ」という状況があるからであつた。これを踏まえ、史学協会は、「本会々員諸君ニ倦怠アル可ルキニ非スト雖モ之レヲ万一二恐レ為ニ擬議弁説シテ知識ヲ磨シ見聞ヲ広メ又天下ノ同感者ヲ喚起シテ本業ノ賛成ヲ請ハムトシ隔週ニ請説会ヲ開キ諸賢大家ニ懇請シ欧州漢土ヲ比較シテ歴史ヲ講明ス其ノ筆記ハ小冊子ト為シテ普ク會員諸員ニ頒クムトス其ノ功益敢テ少キニ非スト信ス本日講説第一回ヲ開クニ当リ会長副会長諸先生各位ニ謝シ并セテ會員諸君ニ告ルコト爾

り」といった活動を目的としていた。⁽³⁵⁾ かかる史学協会の詳細は不明だが、丸山正彦は「史学協会は国体を講明せむが為に起し、なり、大に国史の重要なるを説き雑誌を発刊し斯学を奨励せり、為に史学界に一の光明を発し国史の講究年を追ひて盛に今や國學院大八洲会等其緒を継ぎ世人が光輝ある国体を識認するに至れるは豈多少の功勞なしとせむや。」と記しており、その活動は國學院大學や大八洲学会に引き継がれたようである。⁽³⁶⁾ また野口武司によると、飯田武郷は「明治十六年に井上頼圀と計り鈴木弘恭・久米幹文・小杉楹邨らを加えて史学協会を設立し、同十九年に当協会の後身ともいふべき大八洲学会に加わり、中途より主任として同会の運営に当たり、凡そ二十年間、国学の普及に尽瘁した。人も知る如く同学会発行の機関誌『大八洲学会雑誌』は国史・国文・詠歌・習字（仮名）等に関する論説・漫録・彙報・その他、学会記事の類を掲載し、学界に貢献する処甚大であった。」とされる。⁽³⁷⁾ こうした点から明治十年代から二十年代の国学界における飯田武郷の重要性を指摘できよう。

国語伝習所は明治二十二年に飯田永夫、杉浦鋼太郎、落合直文によって創立された国語国文の普及を企図した民間団体であった。⁽³⁸⁾ 創立者の一人である飯田永夫は、

この伝習所を設立したのは、実に明治二十二年のことであつて、その頃は国語国文の学問は、まだ少しも普通に知られなんだ。その時分は此学問の価値は認められなんだ。諸学科のうちで、外国ですら国語教育といつて、一番重きをおく此学科が、特に国体を重んずるといふことが、帝国の国民の眼中に少しも入らなんだ。こんなことでは残念千万だと思つて、どうか浅学不才ながら、皇国のために、この学問を発達せしめたいと思ひ込んで、杉浦氏と小生とが、国語伝習所といふものを設立するの必要といふ主意書を認めて、先以て小中村清矩翁や、黒川真頼翁にかたうた。ところが大賛成で、ともに尽力してやらうとあつた。そこで、また思ふに、このやうに国

語国文に目もくれぬやうな世の中だから、所詮従来のやうな、迂遠な教授法では徒目であるから、先づ実用を主として、新式に教ふる方針をとらざるべからず、それには落合君がまことに適任であらう。君は十分な才学と、膽力と、義侠心とに富む人である。よしよし、此君がよろうといふ訳で、主任教師たることを乞うた。すると、早速快諾せられた。よつて、いよいよ此の国語伝習所を開くといふことになった。

と設立当時の状況を回顧している⁽³⁹⁾。右のように国語伝習所は、小中村清矩や黒川真頼の後援の下、落合直文を主任教師として設立されたのである。さらに、石井研堂の『明治事物起原』には、「国語伝習所は、日曜日ごとに、国語国文を研究するを目的とし、大成中学校内にあり。明治二十二年十月の創立なり。」⁽⁴⁰⁾とあり、大成中学校の創立者である杉浦銅太郎は「大成学館設立の翌年に其当時の国学者を殆ど網羅して、国語伝習所を設立した。之れは当時欧化熱が盛んであつたので国粹主義を發揮せんがために設けた。其説時は国語、国文などは、外に一ヶ所も授業する所は無かつたので、幸ひに追々隆盛になつて、男女の中等教員、又女流記者等が輩出した。そして大凡三、四十年間は隆盛であつたが、今日では国語国文が到る所に普及して来て、茲に国語伝習所設立の大目的を達成した訳である。」と回顧し、落合直文は「(国語伝習所) こは昨年十一月の創立なり、速成を主として国語を伝習するところなり、入学生二百二十四名、校外生四百八十名、講義録も出てたり。」と述べるように⁽⁴²⁾、明治期の国学的教育機関として活発な活動を展開していた。

また国語伝習所からは、服部元彦が『古事記講義』を刊行している。本書の目的は、「今、この書を講義する目的は、古き文辞を、本文なまゝに、一わたり解釈し、人をして、古き国文の、一斑を知しめんとなり。」ということにあつた。そして解釈については、「此の書を解釈せる書、数種あれども、本居翁の古事記伝、専ら世に行はる、今は、大かた

その説に拠れり。」と宣長の『古事記伝』によっていることを表明した上で、「近頃英人チャンバーレーン、本書を英訳し、其の総論に於て、この書に就きての、意見を述べたり、其の論、次に見るべきものあり」と述べ、

日本に書籍と云ふもの出来てより以来殆^ト千二百年間、数多の書世に出でたれと、最も大切なものは、古事記なり。云々、そは、日本の、神道、風俗、言語、及び伝説を載せたる事、他書より、誠実なればなり。云々、日本純粹の事実を講究せんとならば宜しく、先づ古事記を第一とし、其の他、万葉集、祝詞等の二三の書を見るべきなり。

と記している。⁽⁴³⁾ 右の引用は、チェンバレンが多くの日本の文献の中で『古事記』を最も評価したことを示すものであるが、翻って考えてみると外国人が日本人以上に『古事記』の重要性を認めたということを言外に主張しているといえよう。

史学協会や国語伝習所によって『日本上古史評論』や『古事記講義』が刊行されたことに顧みれば、明治十年代から二十年代にかけての『古事記』研究における国学的学術結社や教育機関を中心とする国学者の交友の重要性が指摘できよう。⁽⁴⁴⁾ とりわけ『日本書紀通釈』（明治三十二年に完成）の著者として著名な飯田武郷は、明治期の『古事記』研究を考える上で重要な人物であるだけでなく、他にも神宮教の教育機関である神宮教々校の教授も務めるなど、神宮教と強い関わりを持つ国学者であった。

飯田武郷が教授を務めた神宮教々校は、明治二十六年十月一日に開校された教派神道の教育機関であるが、このような神宮教々校の講師陣は、「校長には藤井稜威氏、文科教授に本居豊頴氏、史科教授に久米幹文飯田武郷二氏、語科に平田盛胤氏等にて、本科即ち教典学は、藤井校長之ヲ兼ね、田中成一郎氏は幹事兼助教、久米鷲雄氏は書記を命

ぜられ、今二三の助教もおかる、由なり」とされ、飯田以外にも本居豊顕、久米幹文、平田盛胤といった明治の国学者で、皇典講究所・國學院とも深い関わりを有する人物達がいた。⁽⁴⁵⁾ また教育の「要書」には「第一学年は古事記日本紀の神代卷教則神誠大意立教大意祭神大意直日霊をはじめ帝国憲法皇室典範および神皇正統記万葉集、古今集等にて、高等普通の授業あり、但し説教専門科の外は説教の講習と作業の二科を畧き、一周三十六時間とも教員の講義と講読に充らる、結構なり⁽⁴⁶⁾」とあり、教義に関する「教則神誠大意立教大意祭神大意」以外に「古事記日本紀の神代卷」をはじめとする多くの「古典」が指定されていた。このことは神宮教々校において教義的な教育が行われる一方で、国学を基盤とする「古典」に関する教育も重視されていたことを示している。

しかも神宮教は、当時財政難にあつた皇典講究所と校地校舎の買収並びに神宮教々校と國學院との併置について契約を取り交わしており、これによって國學院と教校の両機関は、「有用ナル部分ヲ共用スルコト」とされ、教校の生徒は「前項ノ共用ニ付テノ管理・学科・課業ノ程度、入学々年・学期等ニ関スル試験、其他総テ國學院生徒同様ニ、國學院規則ニ拠テ取扱フヘキ事」とされていた。また、神宮教々校の卒業生には、任意ではあるものの「卒業試験ノ成迹ニ応シテ相当ノ学階ヲ授与スヘキ事」と皇典講究所の学階が授与されることも定められている。

ここで重要と考えるのは、明治十五年の神宮教導職分離により、教派神道へと位置づけられた神宮教の教師養成機関が國學院と併置されており、その卒業生には皇典講究所の学階が授与されることも可能であつた事実である。ここから神宮教が活動する上において「古典」に関する国学的な教養を求めていたことが指摘できよう。即ち、神宮教の教義や教化活動の根底を支えるものが『古事記』をはじめとする「古典」であつたことである。そして教義や教化活動を支えるのが「古典」であつたという事実は、大教宣布運動以来、明治十五年の神宮教導職分離を経て以降

も変化はなかったといえよう。こうした点に神宮教における『古事記』研究や出版活動の理由を求めることができる。さらに神宮教の教義や活動は「古典」に支えられるものであったが、「古典」の研究そのものは国学的な教育機関や学術結社に支えられるものであったのである。

三 神宮奉斎会の『古事記』観

明治十五年の神宮教導職分離により成立した神宮教は、同三十二年に大きな変化を迎え、教派神道を脱して「非宗教」的な財団法人神宮奉斎会へと改組されることとなる。これにより奉斎会の目的は、「第一条 本会の目的は神宮の尊厳を欽仰し、皇祖の彝訓、皇上の聖勅を奉戴し、国典を攻究し、国体を講明し国礼（宗教に亘る儀式を含まず以下同し）修行、神宮大麻及曆頒布の事に従ふにあり」と「神宮奉斎会寄附行為」に明記されるに至った。⁽⁴⁷⁾ここで注目されるのは奉斎会が「国典」の「攻究」と「国礼」の執行を具体的な活動として掲げたことである。

「国典」とは、「古事記、六国史、万葉集及律令格式其ノ他明治祭式・神社祭式ノ類総テ古今ノ歴史祭典儀式ニ関スル書籍」のことであり、「国礼」は、「古今公私ノ祭儀一切ノ儀式ヲ国典ニ準拠シテ行フモノ」を指している。つまり「古今ノ歴史祭典儀式ニ関スル書籍」である「国典」に依拠する儀式は、「宗教に亘る儀式」ではなかったのである。⁽⁴⁸⁾こうした変化にともなって神宮奉斎会は、講演活動に対する通達を行い、明治初年以來の「三条教憲及神誠ノ捧読神拝ノ詞祓詞等ヲ授クル」ことを廃止し、「宗教」と混同される恐れがある「死後ノ安心立命或ハ苦楽等ノ説」を避け、「皇祖ノ懿訓皇上ノ勅語勅諭」を基礎とする「古典歴史」について講演するよう指導していた。⁽⁴⁹⁾

このように神宮奉斎会は、「国典」や、そこに示された「古典歴史」に依拠することによって「宗教」と距離を置

こうとした。そうした中で奉斎会は、神宮教の信徒を奉斎会の「趣旨に基き、神宮を奉拝し、徳義を重んじ、奉公の事を行うを以つて義務」とする賛成員として再定位し、賛成員の入会にあたって承認状・章標・略章などと一緒に「神勅・勅語の摺物」を授与することとしたのである。⁽⁵⁰⁾

かかる神宮奉斎会の活動や講演の変容は、神宮教時代の「教典学」といった教義・教説的な側面を排除したことを意味している。それを受けて奉斎会では、當山亮道『神勅勅語解義』（攷古社、明治三十四年）を刊行し、「神勅勅語」についての解釈を示した。當山亮道は、慶応三年に生まれ、神宮教新潟本部長を務めた神田息胤（後に神宮奉斎会会長）に師事し、明治二十九年から神宮教院理事、同三十三年六月に新潟本部長心得となり、当時奉斎会の講師を勤め、明治三十年代の神宮奉斎会の教説面を支えた人物の一人であった。⁽⁵¹⁾ ちなみに本書の題字は神田息胤、序文は井上頼圀、校閲は内藤存守といった人物が行っている。本書刊行の目的を當山は、日本が「外国々の如く人によりて立ちたる国体にあらず、人のこぞりて立てたる君位にあらず、畏くも 天照坐皇大御神の遠く深くはかり給ひ定め給ひしによる国体であり、「其しるしは日本紀古事記などにのせられたる大御詔」にあることを、「神宮奉斎会の成立と共に其神勅を集めて国民に知らしめんとする」こととなったからと説明している。⁽⁵²⁾ また、内容としては「天壤無窮の神勅」「宝鏡奉斎の神勅」「神籬磐境の神勅」を解説した「神勅解義」と「教育勅語」の註釈である「教育勅語解義」によって構成されていた。

さらに注目されるのは、當山亮道が『古事記通解』（明治三十二年、攷古社）を刊行していることである。本書の刊行意図については、その「緒言」に

此書は古言を専らとしたる者なる故に当時は普通の言語なりしならむも今日に於いては解しがたき事とも多かり

き、さるを本居翁の古事記伝世に出て始て氷解する処あるも其書は大部の著書なれはなか／＼初学の者の一読するも容易にあらず、且つは又百余年前の事なれば今日の道理に合はざる処なしとも云ひ難し、明治十一年の頃敷田年治主古事記標注をものせられ明治十八年の頃吉岡徳明主記伝を略して古事記伝略として出され、近来又文物の進化とともに此記の解釈類いで来りしは寔によるこぼしき限りなり、然れども標注伝略の外は多く完結したるものなく或は略に過て惑を起さしむることなきにしもあらず、不肖亮拙き劣なき身にはあれど此等学者の憾なからしめ併せて我古伝の愛く貴きを世人に普く知らしめむと思ひ起して多くの年月諸書を考へ合せ書大家の説を聞き其宜しきに従ひ書もてゆくに意のまゝになさむはいと長くなりて煩しく、短くなさむは意たらず却て惑を起さしむるが如く幾度か思止むとせしが幸いに飯田武郷翁内藤存守大人飯田武夫主の輔佐を得て福羽美静翁の賛助を辱ふし、此たび世に出すことゝなしぬ

と述べられている。つまり『古事記通解』は、本居宣長以来の『古事記』研究の展開を踏まえつつ、敷田年治や吉岡徳明の研究以外に完結したものが多くないことを指摘した上で、『古事記』を一般に広く波及させることで「我古伝の愛く貴き」を知らしめることを目的としたものであった。そして、本書の刊行に飯田武郷や内藤存守、飯田武夫、福羽美静といった人物の関与があったことは、明治初年以來の国学者の交友が背景にあることを窺わせよう。

しかしながら、とりわけ注目されるのは、「緒言」の冒頭に、

大日本帝国に生れて其国の歴史を知らざるは大に恥へきの極みなり、殊に我国は世界に比類なき建国の体を成すの国なり、其の因て来る処遠し、之を知らむと欲せば上古の歴史なる古事記にしくはなし、抑も古事記は天地開闢より起りて推古天皇の御世（今明治三十二年を去る凡そ千二百七十年前）までの事を記せる我皇国の歴史にして、元明天皇和銅五年（今明治三十二年を去る凡そ千二百七十年前）

に太朝臣安麻呂勅を奉して撰録し奉りたる者にて歴史勅撰の始めなり

とあることである。即ち、當山にとって『古事記』の記述は歴史であり、その編纂は勅撰の歴史の始まりであった。こうした点に「国典」に依拠することを「非宗教」の根拠とする神宮奉斎会の考え方と同様の認識を窺い知ることができよう。つまり、奉斎会の活動が宗教性を避けていく過程で、「古典」に示された「歴史」としての「神勅勅語」を根拠とするようになっていったことと関連し、『古事記』を歴史として見る主張が強く打ち出されたのである。

さて、右のような『古事記』の理解は、必ずしも神宮奉斎会特有のものではなかった。同時期の明治三十一年に刊行された神宮皇學館教授の井上頼文『校註古事記読本』⁽⁵⁴⁾では、神職高等試験書記の吉岡徳明が題字を、國學院講師の逸見仲三郎が「序文」を記しているが、そこで逸見は、

然ればかの古事記伝にも、意と事と言とは、皆あひかなひたるものにして、上代は意も事も言も上代、後代は意も事も言も後代、漢国は意も事も言も漢国なるを、書紀は後代の意をもて上代の事を記し、漢国の言を以て皇国の意を記されたる故に、あひかなはざること多かるを、此記は聊もさるさかしらを加へずて、古よりいひ伝へたるまゝに記されれば、その意も事も言もあひかなひて、皆上代の実なり。これもはら古の言語を主としたるが故ぞかし。すべて意も事も、言もて伝ふるものなれば、書はその記せる言辞ぞ主なりけるとある、この旨を、この読本は専とせられし故に、読者の予想しがたき所に、深く注意せられたるなり。

と『古事記伝』の理解を踏まえて、『古事記』の内容を「皆上代の実なり」と述べている。つまり、逸見仲三郎にとって『古事記』に記された事は上代の歴史的事実であった。その上で、自らの師である権田直助の理解を踏まえながら、次のようにも記している。

予が師の（権田直助）翁も、古事記の文は、いづれも其御世々々の言語のさま見えて、いと／＼美しく愛きが中に、下巻よりは中巻や、これに勝り、中巻よりは上巻殊に勝れたるは、其時々沿革もよく知られ、おのづから、其儘を録せるあとさへ見ゆと、称賛せられてり。これ予が国史国文の祖書とも本書とも云ふ謂にして、校註者が此書をものして、世に広く見しめむとする所以なり。

このように『古事記』は、その時代ごとの言葉により記されているために「其時々沿革もよく知られ、おのづから、其儘を録せるあとさへ」みることのできる「国史国文の祖書」と理解されていた。

しかし、このような『古事記』の記述を歴史として理解しようとする立場は、明治四十年代以降、徐々に後退していくこととなる。後の大正十年五月に神宮奉斎会の会長となる今泉定助と池辺義象という東京大学古典講習科出身の国学者が編纂し、明治四十四年に刊行した『古事記通釈』⁽⁵⁶⁾の「緒言」には、「古事記三卷、これ我が国の最も古き書なり、我が国家の由来、我が皇室の淵源、これに依て始めて知ることを得るべし、たゞにそれのみならず政治、道德、宗教、教育、文学、美術及び法律の思想もこれに依て求め得らるべし」と『古事記』を位置づけた上で、

我が皇祖皇宗の東奔西走、日も足らずして国土を経営せられし状、慈愛を以て下民に臨みたまひしことを始として、我が国民の清潔を尚び進取の氣に富み、穩健、快活、忠直の性、清廉、優美の風、悉く本書にあらはれざるはなし、本書のごときは我が日本国人を研究する唯一の宝典たり、彼の天に上り地に入り、或は草木禽獸と問答し、或は劍璽を噛み潮を潜いで子を産まれたるがごとき、一向の神話として見るも、亦以て珍重するに足る、ことにその用語の奇抜奇警にして、往々吾人を魅せしむるがごとき、泛々たる後世文学の徒の企及すべからざるものあり

と論じ、『古事記』が天皇の事跡や国民性を研究する「唯一の宝典」であるとともに神話や文学としても尊重される

ことを説いている。だが、注意しておきたいのは、先に触れた當山亮道や逸見仲三郎のように『古事記』の記述を歴史そのものとしてみなす視点については言及されていないことである。このことは神宮奉斎会やそこに関わる国学者にとつては、明治三十年頃に歴史としての『古事記』という位置づけが前景化していたものの、そうした視点が徐々に後景へ退くこととなったことを示していると考えられる。

おわりに

明治初年の大教宣布運動を契機として設立された神宮教院以来、神宮教・神宮奉斎会において神道教化・神宮教化運動を推進していくにあたり、「古典」に依拠した教義や教説の構築が希求されていた。ここに明治を一貫して神宮教化に携わった人物や組織が『古事記』をはじめとする「古典」の研究・発信を必要とした理由があるといえよう。

そうした中、明治初年においては、多様な教義や教説が展開されたことを受けて、祭神論争にみられるような「古典」解釈の相違をめぐる対立が惹起していったのである。かかる対立を克服していくにあたって「古典」の根幹として『古事記』の学術的な研究・発信が求められていたということが指摘できる。そして「古典」に依拠した神道教化・神宮教化は、明治十五年以降も継続されていくこととなるものの、『古事記』研究の担い手は神宮教導職分離という制度的な変容の中で、神社や教派とも分離し、近代人文学へと連なっていく明治の国学者によって結成された国学的教育機関や学術結社へ徐々に変遷していったといえよう。かかる国学的な研究・解釈に支えられながら明治二十年代の『古事記』研究は、『古事記』の記述を歴史とみなす明治三十年代の『古事記』観へ繋がっていったといえる。だが、その後『古事記』の学術的研究が進展するに従って、『古事記』を歴史とみなす視点は明治四十年代に後景へ退いていく。

しかも、大正期には、津田左右吉の登場や「神話は其国民の理想、精神として最も尊重すべし、只それ尊重すべきのみ、之を根拠とし我國体の尊嚴を説かんと欲するは危し」と説く『国体論史』の刊行等によって、『古事記』の記述を歴史とみなす理解は限界を迎えた。⁽⁵⁶⁾

しかし、神宮奉斎会の活動を支える「古典」としての『古事記』の地位は揺らぐことはなかった。このことは大正から昭和前期の奉斎会を支えた今泉定助が『古事記』を「古典の中に於て最も古いばかりでなく、その内容が勅語そのものである。」と位置づけ、日本の「古典が古典として尊ばれるのは、単に古い書であるといふのみでなく、その垂示する真理が宇宙万有を貫流する生成化育の大道にして、歴史を一貫し無窮に躍動してゐる」と主張したことから窺い知れよう。⁽⁵⁷⁾

ただし、注意されるのは、今泉の『古事記』理解を支えたのが「我が神典は言語文章よりも、活きたる神霊神体を以て、無限の教訓を垂示せられたるものであるから、其の神霊神体を体察体験せんとすれば、先づこゝに祓を為し、禊を為し、全身鎮魂して、神と道交感応し、神と共に念ひ、我と神と觀照し、我と神と同霊同体たることを自覺し、体得せねばならぬ。」という「古典」研究の方法であつたことである。⁽⁵⁸⁾このような今泉の「古典」研究の方法は、明治以降の国学があえて抑制してきた信仰を前提とする「古典」解釈であつたといつてよい。

明治期の実証的な国学者としての今泉定助の思想的転機が川面凡児との邂逅にあつたことを踏まえれば、大正という時代は、『古事記』の学術的な研究が發展していく一方で、近代学術の洗礼を受けつつも信仰という、むしろ宗教性に立脚した『古事記』解釈の出現を用意した時代でもあつたといふことができるのである。

註

- (1) 神宮教院に関する研究は、岡田米夫編『東京大神宮沿革史』（東京大神宮、昭和三十五年）、河野省三『宮川随筆』（神宮文庫、昭和三十七年）、阪本健一「明治初期における神宮の教化活動」、「神宮の御改革と大教宣布運動」（ともに『明治神道史の研究』所収、国書刊行会、昭和五十八年）、久保田収「神宮教院と神宮奉斎会」（『明治維新神道百年史』第四卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、三木正太郎「―浦田長民を中心とする―神宮祠官の活動」（『明治維新神道百年史』第五卷所収、神道文化会、昭和四十三年）、阪本是丸『東京大神宮百年の歩み』（東京大神宮、昭和五十五年）、西川順土『近代の神宮』（神宮司庁、昭和六十三年）、拙稿「明治初年の神宮教院・神宮教会と神風講社」（長谷部八朗編著『講究の可能性Ⅱ』所収、慶友社、二〇一四年）、「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第四号、平成二十四年）、「明治後期における神宮奉斎会と皇典講究所―「祭祀」と「宗教」をめぐる―」（『國學院大學 校史・学術資産研究』第六号、平成二十六年）、「神宮教院の神道教説史」（『神道宗教』第二三五号、平成二十六年）、「神宮奉斎会から神社本庁へ」（『神社本庁総合研究所紀要』第二〇号、平成二十七年）、「今泉定助の思想と皇道発揚運動」（『國學院大學研究開発推進センター編・阪本是丸責任編集『昭和前期の神道と社会』所収、弘文堂、平成二十八年）、「神宮教・神宮奉斎会における神道教説」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第十号、平成二十八年）等を参照のこと。
- (2) 拙稿「皇典講究所・國學院の神職養成における『古事記』」（『國學院大學 校史・学術資産研究センター』第七号、平成二十七年）。
- (3) 大久保正「近代の古事記研究」（久松潜一編『古事記大成Ⅰ』研究史篇所収、平凡社、一九五六年）、徳光久也『古事記研究史』（笠間書院、昭和五十二年）、青木周平「谷森善臣の古事記校訂研究」（『國學院大學日本文化研究所創立百周年記念論文集編集委員会』^{維新前後に於ける}国学の諸問題」所収、國學院大學日本文化研究所、昭和五十八年）、「テキスト・注釈書類の研究史（明治初期）」、「テキスト・注釈書類の研究史（明治中期）」（いずれも青木『古事記―歌と神話の文学的表現―』所収、おうふう、平成六年）、「明治期の『古事記』研究―明治十五年と明治三十二年を軸として―」（青木周平著作集下

卷『古代文献の受容史研究』所収、平成二十八年）、斎藤静隆「大正・昭和初期における古事記研究」（『古事記の研究史（古事記研究大系2）』所収、高科書店、一九九九年）。

(4) 前掲大久保「近代の古事記研究」一二四頁。

(5) 前掲同、一二六頁。

(6) 二宮岳南『田中頼庸先生』（鹿児島県立図書館所蔵）、井上順孝編『近代日本の宗教家一〇一』（新書館、二〇〇七年）一二二—一二三頁、戸浪裕之「田中頼庸の神道観——『三条演義』（河野博士記念室所蔵）を中心に——」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年）、「神宮教導職と『三条教則』——明治五・六年の衍義書とその特色——」（『明治初期の教化と神道』、弘文堂、平成二十五年）。

(7) 「神道ヲ興シ耶蘇教ヲ防止スルノ議」（『明治建白書集成』第二卷所収、筑摩書房、一九九〇年）三四七—三五〇頁を参照。

(8) 田中頼庸『神徳論』（大教院、明治七年）「凡例」八丁ウ。

(9) 前掲同、四十七丁ウ。

(10) 藤井稜威『神宮教会要旨』（明治十七年、国会図書館所蔵）首卷二—三頁。

(11) 神宮教院の出版活動については前掲久保田「神宮教院と神宮奉斎会」、神宮教院の神道教説については前掲拙稿「神宮教院の神道教説史」等を参照のこと。

(12) 浦田長民「例言五則」（『神典採要』、明治六年十一月）一丁ウ。

(13) 近衛忠房「跋文」（前掲同）一丁オ—二丁ウ。

(14) 「解題」、増補大神宮叢書十九『神宮教院大成』所収（吉川弘文館、平成二十四年）三九頁。

(15) 山口起業『神典採要通解』（明治八年十月）卷之三、二十一丁ウ—二十二丁オ。卷二、三十四丁ウ—三十五丁ウ。

(16) 『神典採要』や『神典採要通解』の「古典」理解を踏まえた教説書に浦田長民『大道本義』（神宮教院、明治十年）があり、佐々木幸見は「浦田長民著『大道本義』批判」（『開知新聞』第一三一号所収、明治十年八月二十七日付）で本書の理解を批判している。

(17) 祭神論争の詳細については藤井貞文『明治国学発生史の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）を、祭神論争の教説的な対立については拙稿「祭神論争における伊勢と出雲」（『國學院大學研究開発推進機構紀要』第七号、平成二十七年）を

参照のこと。

- (18) 前掲藤井『明治国学発生史の研究』五七頁。
- (19) 千家尊福「教信徒への示諭書」(明治十三年十二月)。前掲同、四六三頁。
- (20) 前掲藤井『明治国学発生史の研究』六四―六五頁。
- (21) 常世長胤『小汀之論』(明治十四年四月) 三丁ウ―四丁ウ。
- (22) 前掲同、四十三丁ウ―四十四丁オ。
- (23) 前掲同、五十二丁ウ―五十三丁オ。
- (24) 前掲同、六十丁ウ―六十一丁オ。
- (25) 神宮教院本教館については、西川順土「神宮教院の教育」(前掲『近代の神宮』所収)、皇學館館史編纂委員会編『皇學館大學百三十年史』(皇學館大學出版部、平成二十四年)。神道事務局生徒寮については戸浪裕之『明治初期の教化と神道』(弘文堂、平成二十五年)を参照のこと。
- (26) ちなみにその後『校訂古事記』は、大正九年九月に版權が布袋屋書店に買い取られ、大正十年二月に再版が行われた。他に、詳細は不明なものの会通社からも覆刻されている。
- (27) 『藤井稜威大人十年祭歌集』(神宮奉斎会広島本部、明治四十二年)。
- (28) 常世長胤『神教組織物語』下之卷(安丸良夫・宮地正人校注、日本近代思想大系五『宗教と国家』所収、岩波書店、一九八八年)、黒田宗篤『宮地嚴夫研究―その半生について―』(玉廬舎塾、平成二十三年) 一二〇―一二六頁。
- (29) 『教報』第一号(明治十九年十一月一日、神宮教院内報道局)は、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法制史料センター明治新聞雑誌文庫(以下、明治新聞雑誌文庫)所蔵のものを参照した。
- (30) 松本直樹『資料紹介』田中頼庸『古事記新釈』(稿本)翻刻と分析(一)、『早稲田大学日本古典籍研究所年報』第五号、二〇一二年)。
- (31) 明治新聞雑誌文庫所蔵、『教林』第一号(神宮教院内教林社、明治二十六年)。
- (32) 国立国会図書館所蔵、竹内拙三編『神道教規大全(改正)』(報行社、明治二十九年)に所収された「神宮教教規」の第二十九条では、教師任命の資格について「教師ハ左ニ掲ル科目ニ依リ宣教志望ノ者ニツキ隨時ニ合格試験ヲ行ヒ管長之ヲ

命ス」とし、「十五級ニ登用スヘキモノハ立教大意講義」、「十四級十三級ハ祝詞作文」、「十二級十一級ハ古語拾遺講義作文」「十級九級ハ古事記上巻講義作文」、「八級七級ハ日本紀神代卷講義作文」、「六級五級四級三級ハ古事記日本紀講義作文」と規定している。以上の試験科目をみれば、教義的な科目以上に「古典」に関する知識が求められていたことが指摘できよう。

(33) 前掲青木「明治期の『古事記』研究」一二二頁。

(34) ちなみに飯田永夫は飯田武郷の次男で安政元年に生まれ、「高島藩貢進生となり大学南校に入り、初め英文科を修め、後に国学を修め皇道を唱ふ、霸氣満々たるの人」であった（坂本辰之助『維新の烈士 飯田武郷翁伝』明文社、昭和十九年）。また矢野萬太郎は「神官、嘉永六年広島藩に生る。明治十六年皇典講究所文学部助教兼副舎長、十九年同助教兼寮監等を経、北海道、福岡県尋常師範学校教諭となり、三十年神宮権禰宜拜命高等館八等に叙せられ、神宮皇學館教授を兼務、三十三年神宮禰宜に進み、三十六年再び皇學館教授兼務を命ぜられ大正元年叙正六位勲五等瑞宝章を授けら」れた人物である（『神道人名辞典』神社新報社、昭和三十年）。

(35) 国立国会図書館所蔵、丸山作楽述「史学協会創立ノ主旨」（『史学協会雑誌』第一号、福田半、明治十六年）。

(36) 丸山正彦『丸山作楽伝』（忠愛社、明治三十二年）二四四―二四五頁。

(37) 野口武司「飯田武郷」（『國學院黎明期の群像』所収、國學院大學日本文化研究所、平成十年）一九八頁。

(38) 矢吹弘史『落合直文』（同文館、昭和十八年）二〇二―二〇三頁。

(39) 飯田永夫「談話」（『萩の家主人追悼録』所収、国文学雑誌社、明治三十七年）五二―五三頁。

(40) 石井研堂『明治事物起原』（『明治文化全集』別巻所収、日本評論社、昭和四十四年）四九一頁。

(41) 国立国会図書館所蔵、「若き友に呈す」（『大成中学校創立四十周年記念 杉浦先生講演集』大成中学校々友会、昭和十二年）。

(42) 「国文学現今の景況及勢力」（落合秀男編『落合直文著作集Ⅰ』所収、明治書院、平成三年）、なお、国語伝習所が最終的にどうなったかは不明であるため、今後の課題としたい。

(43) 服部元彦『古事記講義』上巻（国語伝習所、明治二十八年）一一二頁。ちなみに服部元彦は、飯田武郷の四男で文久三年に生まれ、「服部元済の家を相続、大学古典科卒業、中学校国漢学教師」を務めた（前掲坂本『飯田武郷翁伝』）。

(44) 明治期の国学的学術結社の動向については、齊藤智朗・藤田大誠「近代人文学の形成と皇典講究所・國學院―國學院の学術資産に見る伝統文化研究発信の現代的意義―」（文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・

センター整備事業成果論集『モノと心に学ぶ伝統の智恵と実践』國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十四年）に詳しい。

- (45) これらの国学者については、さしあたり前掲『國學院黎明期の群像』や『國學院大學百年史』（國學院大學、平成六年）等を参照のこと。

- (46) 明治新聞雜誌文庫所蔵、『教林』第三号（明治二十六年九月）。

- (47) 前掲岡田『東京大神宮沿革史』九八—一〇二頁。

- (48) 前掲同、一〇二頁。

- (49) 「神宮奉斎会記事摘要」（『祖国』第一号附録、明治三十二年九月）。

- (50) 「神宮奉斎会賛成員募集心得」（『祖国』第九号附録、明治三十三年五月）。

- (51) 當山亮道の履歷については、「官幣大社平安神宮宮司當山亮道氏逝く」（神社本庁所蔵、『皇国時報』第五八九号、昭和十一年二月）。また、神宮教から神宮奉斎会の神道教説については、前掲拙稿「神宮教・神宮奉斎会における神道教説」を参照のこと。

- (52) 當山亮道『神勅勅語解義』（致古社、明治三十四年）「例言」一頁。

- (53) 飯田武夫は、飯田武郷の長男であり、嘉永四年に生まれ、「諸神社の宮司を勤め、明治三十二年歿」した（前掲坂本『飯田武郷翁伝』）。

- (54) 井上頼文『校註古事記読本』（小川尚栄堂、明治三十一年）。ちなみに本書の解釈については、「標註は、贈正四位、岡部、本居、平田三大人の御説を経として、諸家、及び、家翁國頼の説を緯とし、其の要点を折衷して、最も簡易に、最も平易なる註解をほどこせり。」と記されている。

- (55) 池辺義象編『古事記通釈』（啓成社、明治四十四年）、本書の「緒言」には、「同学の士今泉定介氏と相謀りて、この簡易なる古事記通釈を試みたり」とある。

- (56) 『国体論史』（内務省神社局、大正十年）三七三頁。

- (57) 今泉定助『皇道論叢』（『今泉定助先生研究全集』二所収、日本大学今泉研究所、昭和四十四年）一九、二三頁。

- (58) 今泉定助『古典研究の方法について』（『今泉定助先生研究全集』三所収、日本大学今泉研究所、昭和四十五年）四八〇頁。

